

労使協定を締結する従業員代表選出について

労働基準法により会社が就業規則を作成・変更する時や会社と労働者の間で協定を締結する際には、労働者の意見聴取や行政機関への届出等の手続きが必要です。派遣労働者の待遇を労使協定方式により決定するための手続において、会社の全労働者の中から労働者の過半数の支持を得た、労働者代表を決定しなければなりません。弊社が今回選出する労働者代表は、下記の労使協定等につき、弊社側との締結当事者となっていました。

●派遣労働者の賃金等に関する労使協定（労使協定方式による待遇の決定・実施）

（有効期間：2026年4月1日～2027年3月31日）

●派遣労働者の賃金等に関する労使協定の改定

（改定労使協定の有効期間：2026年4月1日～2027年3月31日）

つきましては、2026年2月16日（月）より従業員代表への立候補を受付いたします。弊社の従業員代表に立候補される方は、下記「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上、派遣のニコスまでご連絡ください。

■労働者代表への立候補に関する注意事項

弊社の重要な業務をご担当いただきますので、以下のすべてに該当されている方に限り、立候補していただけます。

- 2026年2月20日（受付締切日）時点で派遣のニコス在籍にて就業中で2026年4月1日以降の雇用契約が見込まれる方
 - 必要に応じて、日本コンピューターシステム株式会社事務所（派遣のニコス）にお越しいただける方
 - 業務時間外でも打ち合わせや連絡を取ることが可能な方（打ち合わせや本社への来社等の活動については無給となります）
 - 代表者選出の際、氏名、雇用形態及び職歴の開示に同意いただける方
(立候補にあたり100字以内でプロフィールを開示致します)
 - 弊社にて1年以上継続して就業され、弊社の事業内容をご理解いただいている方
(※こちらは必須ではございません)
 - 守秘義務を厳守いただける方（別途誓約書を締結していただきます）
 - 正社員、派遣社員、有期雇用、無期雇用、短時間勤務など、多様な働き方をご理解いただける方
- ※弊社との雇用関係が終了する場合、終了日の翌日に従業員代表も解任となります。

■選出方法

下記スケジュール及び方法にて選出いたします

1. 立候補受付…2026年2月16日(月)～2月20日(金)
2. 立候補される方は、「労働者代表立候補に関する注意事項」をご確認の上、弊社事務所までご連絡ください
3. 立候補者告示…2026年3月2日(月)～3月6日(金)
立候補を弊社ホームページにてお知らせします
4. 信任方法…立候補者に反対(不信任)される方は営業担当からの連絡時にお伝えください
特に反対がない場合、立候補者を信任したとみなします。
5. 代表者決定…投票を集計し3月13日に代表者を決定し、弊社ホームページにて発表いたします(信任が一番多い者を過半数代表者とします)